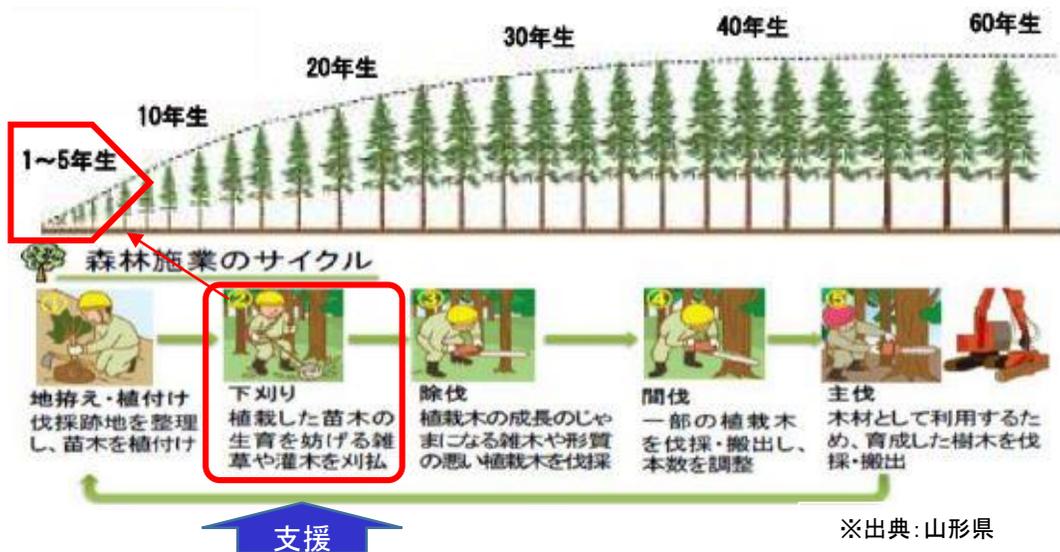


ポイント

- 本市の森林の半数以上が伐採適齢期を迎え、今後、間伐主体から主伐主体に移行する必要がある。
- 主伐後に再造林を行う仕組みを構築し、公益的機能の低下を食い止め、森林の保全と利用を両立させた持続的な森林管理を行っていく。
- 木を伐ったら植える再造林を確実に進めるため、植栽後の下刈りに対する支援を行う。

事業概要

- ・ **事業目的** 伐採後の再造林を推進することにより、公益的機能の高い健全な森林の育成と森林資源の循環利用を図る。
- ・ **事業内容** 森林の主伐後の保育（下刈り）を実施しようとする者に予算の範囲内で補助金を交付。
- ・ **補助要件** 健全な森林の育成を図るために実施する下刈り（対象林齢：8年生以下）
- ・ **補助対象者** 原則として森林経営計画の認定を受けた者のうち、森林所有者または森林所有者から委託を受けた者。
- ・ **補助金の額** 保育（下刈り）補助限度額（経営計画の策定の場合）
市 53千円/ha（国・県については別途県へ申請）



事業効果

- ◆国、県による再造林支援を補完する。
- ◆森林の持つ公益的・多面的機能の発揮と森林資源の循環利用が可能となる。



【お問い合わせ】
酒田市農林水産部農林水産課
林業振興係 TEL43-8708